

## 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する 基本方針の案の作成に対する意見募集について（お知らせ）（案）

平成16年 月 日（ ）  
環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針の作成に向けた懇談会事務局  
（環境省総合環境政策局環境教育推進室）  
室長： 渋谷 晃太郎（内6240）  
補佐： 田島 佳代子（内6262）  
担当： 小岩 真之（内6272）  
TEL：03-3581-3351（代表）  
（文部科学省生涯学習政策局社会教育課）  
地域学習活動推進室長：  
頼本 維樹（内2065）  
法規係長：壹貫田 剛史（内2973）  
TEL：03-5253-4111（代表）

環境大臣及び文部科学大臣により設置された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針の作成に向けた懇談会」（以下、懇談会という。）では、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律に基づき基本方針の作成に向けて本格的な議論を始めるに当たり、国民の皆様から広く意見を聴いて、今後の議論の参考にすることとしました。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針の作成に対して、ご意見をお持ちの方は、平成16年 月 日（ ）までに、電子メール・郵送・FAXにより御意見をお寄せ下さい。

### 1 趣旨

持続可能な社会を構築していくためには、国民各階各層の自発的な環境保全活動が不可欠であり、その基盤となる環境の保全に取り組む意欲を高めるための措置や環境教育の推進などを盛り込んだ「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が昨年7月に成立しました。この法律では、環境大臣及び文部科学大臣が、この法律に基づく基本方針の案を広く一般の意見を聴きながら作成しなければならないとされています。

本懇談会は、環境大臣及び文部科学大臣が環境教育等を実践している方や有識者の意見を聴いて参考とするため、別添の通り平成16年4月14日に決定され、平成16年5月10日に第1回懇談会を開催しました。

本格的な議論を始めるに当たり、本懇談会では、国民の皆様のご意見を聴いて、今後の議論の参考にすることとしました。

## 2 意見募集の対象

以下の点に関してご意見をお寄せください。

環境の保全に取り組む意欲を高めるための措置や環境教育の推進に関する基本的な事項について

環境の保全に取り組む意欲を高めるための措置や環境教育の推進に関して、政府が実施すべき施策について

その他、環境の保全に取り組む意欲を高めるための措置や環境教育の推進に関する重要な事項について

## 3 募集期間

月 日( ) ~ 月 日( )

## 4 意見提出方法

以下の意見提出様式により、御意見を記述し、郵送（A4版）・FAX（A4版）・電子メールのいずれかの方法で提出してください。電子メールで送付される場合にはファイル形式をテキスト形式としてください。（添付ファイル、HTML形式による提出は御遠慮願います。）

電話での御意見はお受けしかねます。

なお、いただいた御意見の内容については、住所、連絡先を除き公表を前提としますので、意見公表の際、氏名の公表の可否を必ず明記してください。

意見提出様式（郵送、FAXの場合はA4版）

環境省総合環境政策局環境教育推進室行き

住所：

氏名（団体の場合は団体名）：

氏名公表の可否：

連絡先（電話番号等）：

御意見：

## 5 意見提出先

懇談会事務局（環境省総合環境政策局環境教育推進室）

担当：大崎

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-5521-8231 FAX：03-3580-9568

電子メール：[sokan-kyoiku@env.go.jp](mailto:sokan-kyoiku@env.go.jp)

なお、郵送の場合は封筒に、FAX及び電子メールの場合はタイトルに「基本方針案作成に対する意見」と明記した上でご送付下さい。

## 6 頂いたご意見の扱い等について

皆様から頂いたご意見については、懇談会での議論の参考にするとともに、下記、ホームページで住所、連絡先を除き公表いたします。

個別のご意見に対し、懇談会及び懇談会の事務局である環境省及び文部科学省が個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承願います。

ご意見を公表するホームページアドレス

[http://www.env.go.jp/policy/suishin\\_ho/index.html](http://www.env.go.jp/policy/suishin_ho/index.html)

なお、上記ホームページでは、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の条文やパンフレットなどを既に公表しており、今後、本懇談会の資料や議事録等を順次公表していく予定です。